

## 埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会 規約

### (設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨による大規模な浸水被害や、平成28年8月に発生した台風9号及び台風10号による中小河川における甚大な浸水被害を踏まえ、国、県、市町村、（独）水資源機構が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、埼玉県管理河川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

### (協議会の対象河川)

第3条 協議会は、小山川、福川、女堀川、唐沢川、綾瀬川、中川、元荒川、大落古利根川、新方川、新河岸川、芝川、新芝川、市野川、入間川、鴨川、鴻沼川、柳瀬川、黒目川、その他、埼玉県が管理する全ての一級河川を対象とする。

### (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1にある者以外の者の参加を求めることができる。

### (幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会に報告する。
- 5 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて別表2にある者以外の者の参加を求めることができる。

### (協議会の実施事項)

第6条 協議会は原則次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する事項を検討し、取組方針を策定する。
- 三 毎年、協議会を開催し、取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、中小河川における水災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

(協議会資料の公表)

第8条 協議会に提出された資料については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、埼玉県国土整備部河川砂防課で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年6月1日から施行する。

本規約は、平成30年5月22日から施行する。

**本規約は、令和元年5月27日から施行する。**

**別表1**

本協議会の構成員は、以下のとおりである。

組 織		構 成 員
市	さいたま市	市長
町	川越市	市長
村	熊谷市	市長
	川口市	市長
	行田市	市長
	秩父市	市長
	所沢市	市長
	飯能市	市長
	加須市	市長
	本庄市	市長
	東松山市	市長
	春日部市	市長
	狭山市	市長
	羽生市	市長
	鴻巣市	市長
	深谷市	市長
	上尾市	市長
	草加市	市長
	越谷市	市長
	蕨市	市長
	戸田市	市長
	入間市	市長
	朝霞市	市長
	志木市	市長
	和光市	市長
	新座市	市長
	桶川市	市長
	久喜市	市長
	北本市	市長
	八潮市	市長
	富士見市	市長
	三郷市	市長
	蓮田市	市長

	組 織	構 成 員
	坂戸市	市長
	幸手市	市長
	鶴ヶ島市	市長
	日高市	市長
	吉川市	市長
	ふじみ野市	市長
	白岡市	市長
	伊奈町	町長
	三芳町	町長
	毛呂山町	町長
	越生町	町長
	滑川町	町長
	嵐山町	町長
	小川町	町長
	川島町	町長
	吉見町	町長
	鳩山町	町長
	ときがわ町	町長
	横瀬町	町長
	皆野町	町長
	長瀬町	町長
	小鹿野町	町長
	東秩父村	村長
	美里町	町長
	神川町	町長
	上里町	町長
	寄居町	町長
	宮代町	町長
	杉戸町	町長
	松伏町	町長
国	国土交通省	
	関東地方整備局	利根川上流河川事務所長 江戸川河川事務所長 渡良瀬川河川事務所長 高崎河川国道事務所長

	組 織	構 成 員
		荒川上流河川事務所長 荒川下流河川事務所長 二瀬ダム管理所長
(独)	気象庁	熊谷地方気象台長
	水資源機構	利根導水総合事業所長 下久保ダム管理所長 荒川ダム総合管理所長
県	埼玉県	県土整備部長 危機管理防災部消防防災課長 さいたま県土整備事務所長 朝霞県土整備事務所長 北本県土整備事務所長 川越県土整備事務所長 飯能県土整備事務所長 東松山県土整備事務所長 秩父県土整備事務所長 本庄県土整備事務所長 熊谷県土整備事務所長 行田県土整備事務所長 越谷県土整備事務所長 杉戸県土整備事務所長 総合治水事務所長

別表2

幹事会の構成員は、以下のとおりである。

	組 織	構 成 員
市	さいたま市	建設局 土木部 河川課長
町		総務局 危機管理部 防災課長
村	川越市	建設部 河川課長 防災危機管理室長
	熊谷市	建設部 管理課長 市長公室 危機管理 <b>課長</b>
	川口市	建設部 河川課長 危機管理部 防災課長
	行田市	建設部 管理課長 市民生活部 防災安全課長
	秩父市	地域整備部 道路維持課長 総務部 危機管理課長
	所沢市	建設部 河川課長 総務部 危機管理課長
	飯能市	危機管理室長
	加須市	建設部 治水課長 環境安全部 危機管理防災課長
	本庄市	都市整備部 道路管理課長 市民生活部 危機管理課長
	東松山市	秘書室 危機管理課長
	春日部市	建設部 河川課長 市長公室 防災対策課長
	狭山市	都市建設部 道路雨水課長 市民部 危機管理課長
	羽生市	まちづくり部 建設課長 総務部 地域振興課長
	鴻巣市	<b>市民生活部</b> 危機管理課長
	深谷市	都市整備部 道路河川課長 総務部 総務防災課長
	上尾市	都市整備部 河川課長 総務部 危機管理防災課長
	草加市	建設部 建設管理課長 市長室 危機管理課長

組 織	構 成 員
越谷市	建設部 治水課長 市民協働部 危機管理課長
蕨市	都市整備部 道路公園課長 市民生活部 安全安心推進課長
戸田市	都市整備部 道路河川課長 危機管理防災課長
入間市	危機管理課長 <b>都市整備部 道路管理課長</b>
朝霞市	都市建設部 道路整備課長 危機管理室長
志木市	総務部 防災危機管理課長
和光市	危機管理室長
新座市	総務部 危機管理課長
桶川市	都市整備部 道路河川課長 市民生活部 安心安全課長
久喜市	建設部 建設管理課長 市民部 消防防災課長
北本市	市民経済部 くらし安全課長
八潮市	建設部 道路治水課長
富士見市	生活安全部 危機管理防災課長 <b>総務部 安心安全課長</b>
三郷市	建設部 道路河川課長
蓮田市	環境安全部 危機管理防災課長 都市整備部 道路課長
坂戸市	総合政策部 危機管理課長 総務部 防災安全課長
幸手市	市民生活部 危機管理防災課長
鶴ヶ島市	市民生活部 安心安全推進課長
日高市	都市整備部 建設課長 総務部 危機管理課長
吉川市	都市整備部 河川下水道課長 市民生活部 危機管理課長
ふじみ野市	都市政策部 道路課長 総務部 危機管理防災課長
白岡市	総合政策部 安心安全課長

	組 織	構 成 員
	伊奈町	土木課長 生活安全課長
	三芳町	道路交通課長 自治安心課長
	毛呂山町	まちづくり整備課長 総務課長
	越生町	総務課長
	滑川町	総務政策課長
	嵐山町	地域支援課長
	小川町	防災地域支援課長
	川島町	総務課長
	吉見町	総務課長
	鳩山町	総務課長
	ときがわ町	建設環境課長 総務課長
	横瀬町	<b>建設課長</b> 総務課長
	皆野町	建設課長 総務課長
	長瀬町	建設課長 総務課長
	小鹿野町	総務課長
	東秩父村	総務課長
	美里町	総務税務課長
	神川町	建設課長 防災環境課長
	上里町	まち整備課長 くらし安全課長
	寄居町	自治防災課長
	宮代町	まちづくり建設課長 町民生活課長
	杉戸町	くらし安全課長
	松伏町	まちづくり整備課長 総務課長

	組 織	構 成 員
国	国土交通省 関東地方整備局	利根川上流河川事務所 副所長 江戸川河川事務所 地域防災調整官 渡良瀬川河川事務所 副所長 高崎河川国道事務所 副所長 荒川上流河川事務所 副所長 荒川下流河川事務所 総括地域防災調整官 二瀬ダム管理所 専門官
	気象庁	熊谷地方気象台 防災管理官
(独)	水資源機構	利根導水総合事業所 第二管理課長 下久保ダム管理所 所長代理（技術） 荒川ダム総合管理所 第一管理課長
県	埼玉県	県土整備部 参事（兼）河川砂防課長 危機管理防災部 消防防災課副課長 さいたま県土整備事務所 河川部長 朝霞県土整備事務所 副所長（兼）河川部長 北本県土整備事務所 副所長（兼）河川部長 川越県土整備事務所 河川部長 飯能県土整備事務所 河川砂防部長 東松山県土整備事務所 河川砂防部長 秩父県土整備事務所 河川砂防部長 本庄県土整備事務所 副所長（兼）河川砂防部長 熊谷県土整備事務所 副所長（兼）河川砂防部長 行田県土整備事務所 副所長（兼）河川部長 越谷県土整備事務所 河川部長 杉戸県土整備事務所 河川部長 総合治水事務所 調査担当部長